



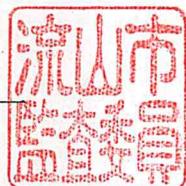
流山市監査委員告示第9号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年7月1日

流山市監査委員

佐々木 健一



流山市監査委員

森 亮





第4号様式

流マ第54号
令和2年3月31日

(宛先) 流山市監査委員 様

流山市長

井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第100号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部課等名	区分	指摘事項等	措置事項
総合政策部 マーケティング課	指摘 (3)	通帳を保管する鍵の管理者が、課長職以外の職員となっていた。公金等適正管理マニュアルの準公金等に基づく適正な管理を求める。 また団体と協議の上、今後の市職員による通帳の保管について検討されたい。	令和2年度から、団体の会計担当に通帳を返却し、金銭管理を市職員が行わないことにしました。 ※令和元年度は、通帳を保管していた場所の鍵については、課長職管理としました。
総合政策部 マーケティング課	意見	市職員は、地方公務員法第35条により職務に専念する義務が課せられている。 団体は、市とは異なる組織であり、根拠なく慣例によって業務を行うことは適切ではなく、事務分掌を定める規定に位置付けるか、事務分担表等に基づいて職務命令を行い、市がなすべき職務である根拠を明確にされたい。	通帳の管理や支払業務等を団体がするよう変更したことにより、市職員が行っていた業務を無くしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。